

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月30日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

- 1 監査対象部局 公安委員会
2 監査対象年度 令和2年度
3 監査の実施内容 香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めるこことにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
東かがわ警察署	令和3年1月13日
琴平警察署	令和3年1月14日
高松北警察署	令和3年1月15日
公安課	令和3年1月25日
警備課	//
機動隊	//
交通企画課	//
交通指導課	//
交通規制課	//
運転免許課	//
交通機動隊	//
高速道路交通警察隊	//
警察学校	令和3年1月28日
総務課	//
人事課	//
広聴・被害者支援課	//
企画課	//
監察課	//
厚生課	//
情報管理課	//
刑事企画課	令和3年1月29日
捜査第一課	//
捜査第二課	//
組織犯罪対策課	//
鑑識課	//

科学捜査研究所	〃
生活安全企画課	〃
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
会計課	〃
さぬき警察署	令和3年2月25日
高松南警察署	〃
丸亀警察署	〃
坂出警察署	〃
三豊警察署	〃
高松西警察署	〃
観音寺警察署	〃
高松東警察署	〃
小豆警察署	〃

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、かつ、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

また、予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意するよう要望した。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

前年度指導したにもかかわらず、非常用自家発電設備点検業務について、9月に実施した点検に係る作業報告書が提出されていなかった。(機動隊)

(3) 検討指示事項

該当事項なし